

定 款

農事組合法人 倉橋部町グリーンファーム

平成 22 年 11 月 10 日制定

農事組合法人 倉橋部町グリーンファーム定款

(平成 22 年 11 月 10 日制定)

(平成 28 年 2 月 21 日改正)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、農事組合法人倉橋部町グリーンファーム という。

(地 区)

第3条 この組合の地区は、滋賀県近江八幡市倉橋部町の区域とする。

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、滋賀県近江八幡市倉橋部町105番地に置く。

(農業協同組合への加入)

第5条 この組合は、グリーン近江農業協同組合へ加入するものとする。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示する。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 この組合は、次の事業を行う。

1. 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業
2. 農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営
3. 前号に掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの
 - (1) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - (2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - (3) 農業生産に必要な資材の製造
 - (4) 農作業の受託
4. 前3号の事業に附帯する一切の事業

(員外利用)

第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第72条の8第3項に規定する範囲内とする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 この組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) この組合の地区内に住所を有する農民
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、この地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
- (3) この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資

を行った農地保有合理化法人

(4) この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人

(5) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者

2 この組合の前項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、この組合との関係においては、農民とみなす。

(加 入)

第10条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資の口数、この組合の事業に常時従事するかどうか及び農地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)をこの組合に移転し、又はこの組合のために設定する場合にあつては、その農地等についての権利を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があつたときは、総会でその加入の諾否を決する。この場合において、この組合は、当該加入をしようとする者が組合員となることによってこの組合が農地法第2条第7項各号に掲げる要件を欠くこととなる場合には、加入の承諾をしないものとする。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

4 加入の申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをした時に組合員となる。

5 出資の口数を増加しようとする組合員については、第1項から第3項までの規定を準用する。

(持分の譲渡)

第11条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第10条第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、同条第3項の出資の払込みは必要とせず、同条第4項中「出資の払込」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後 60 日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承認したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱 退)

第13条 組合員は、60 日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除 名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の 10 日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組

- 合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
- (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
 - (5) 組合員が農地法第2条第7項第2号に規定する者に該当しなくなったとき（そのことによってこの組合が、同項第2号及び第3号に掲げる要件を欠くこととなる場合に限る）。
- 2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第15条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表上に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減産した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

- 2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得て、その出資の口数を減少することができる。

- 2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した出資の口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

第4章 出 資

(出資義務)

第17条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし出資総口数の100分の50を超えることができない。

(出資1口の金額および払込方法)

第18条 出資1口の金額は、金65円とし、全額一時払込みとする。

第5章 役 員

(役員の定数)

第19条 この組合に、役員として、理事1名以上9名以内および監事1名以上2名以内を置く。

(役員の選任)

第20条 役員は総会において選任する。

- 2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。
- 3 理事は、第9条第1項第1号の規定による組合員でなければならない。

(役員の解任)

第21条 役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。

(代表理事の選任)

第22条 理事は、代表理事1人を互選するものとする。

(理事の職務)

第23条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を掌理する。

- 2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

(理事の決定事項)

第24条 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

(監事の職務)

第25条 監事は少なくとも毎事業年度1回、この組合の財産および業務執行の状況を監査し、その結果につき、総会および代表理事に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、所管行政庁に報告しなければならない。

(役員の責任)

第26条 役員の任期は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 3 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、この役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 5 次の各号に掲げる者が、その各号に掲げる定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第36条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の広告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- 6 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、就任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任および法第95条第2項の規定による改選によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書きの規定による選任が役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず、就任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。
- 3 役員の数がその定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(特別代理人)

第28条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第6章 総会

(総会の招集)

第29条 理事は、毎事業年度1回2月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事の過半数が必要と認めたとき。

(2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に、総会を招集しなければならない。

4 監事は、財産の状況または業務の報告について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

(総会の招集手続き)

第30条 総会招集の通知は、その総会の日の5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

(5) 団体への加入（グリーン近江農業協同組合への加入を除く。）又は団体からの脱退

(6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

(総会の定足数)

第32条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。この場合において、第36条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第33条 総会では、第30条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。ただし、第35条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第35条 次の事項は、総組合員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) この組合への加入（持分の相続又は譲受けによる加入を含む。）の承認

(4) 組合員の除名

(5) 役員の解任

(書面または代理人による議決)

第36条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の

日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。
- 4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第37条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録を作成した理事の氏名
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第7章 会 計

(事業年度)

第38条 この組合の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の処分)

第39条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第40条 この組合は、出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合は、これをてん補した後の残額。第42条第1項及び第43条第1項において同じ。）の10分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積立てるものとする。

(資本準備金)

第41条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

(任意積立金)

第42条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第40条の規定により利益準備金として積立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

- 2 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発展のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。

(配 当)

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において、組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。
- 5 前3項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決する総会の日において組合員であ

る者について計算するものとする。

6 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失金の処理)

第44条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第8章 雑 則

(残余財産の分配)

第45条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。

3 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(規 約)

第46条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- (1) 総会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 組合員に関する規定
- (4) 役員に関する規定
- (5) 職員に関する規定
- (6) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則 この定款は、平成28年2月21日より改正の上施行する。